

【最高裁各局課等からのお知らせ】

記事ID K1-103336-20211215

【重要】 【NAVIUS】 裁判事務支援システム（NAVIUS）の利用について

発信部署名 :	情報政策課情報システム第二係
発信者 :	藤垣智宏
掲示期間 :	2021-12-15 ~ 2021-12-21

本文

裁判事務支援システム（NAVIUS）の利用について、長期間にわたり御不便と御迷惑をおかけし、誠に申し訳ありません。
別紙記載の各庁については、[REDACTED]を各庁に割り当てられた時間内に行なっていただいているところですが、明日（12月16日（木））からは、特に利用制限は設けないこととしましたので、お知らせします。

添付

別紙.xlsx 13 K
byte

(別紙) NAVIUS利用庁 (12月6日から)

- 1 高裁判事事件利用庁 全庁
- 2 簡裁判事事件利用庁 全庁
- 3 簡裁民事（調停、支払督促を含む。）事件のうち、■■■■■利用庁
- 4 簡民P及び督パソ利用庁のうち、次表記載の庁

高裁	利用庁
東京	立川簡
	町田簡
	保土ヶ谷簡
	藤沢簡
	相模原簡
	川口簡
	川越簡
	佐倉簡
	千葉一宮簡
	木更津簡
	水戸簡
	土浦簡
	甲府簡
	長野簡
	松本簡
	新潟簡

高裁	利用庁
大阪	東大阪簡
	岸和田簡
	豊中簡
	吹田簡
	茨木簡
	尼崎簡
	姫路簡
	奈良簡
	大津簡
	和歌山簡
名古屋	半田簡
	岡崎簡
	安城簡
	豊橋簡
	春日井簡
	豊田簡
	津簡
	四日市簡
	岐阜簡
	福井簡
	金沢簡
	富山簡
広島	福山簡
	倉敷簡
	米子簡

高裁	利用庁
福岡	久留米簡
	長崎簡
	鹿児島簡
	宮崎簡
高松	高松簡
	高知簡
	徳島簡

※ 簡民Pを利用し、督パソを利用していない庁の支払督促事件については、3に該当